

鳴門教育大学附属学校運営協議会規程

令和 3 年 3 月 10 日

規程第 7 号

改正 令和 8 年 3 月 11 日規程第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳴門教育大学附属学校部規則（平成 16 年規則第 14 号）第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、鳴門教育大学附属学校運営協議会（以下「協議会」という。）の組織等について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 協議会は、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）と地域が連携・協働し、効果的な管理・運営の推進及び教育水準の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 附属学校部長
- (3) 附属学校の校長（幼稚園にあつては園長とする。以下「校長」という。） 各 1 人
- (4) 附属学校部長が推薦する地域の代表者 若干名
- (5) 校長が推薦する者 各校（園） 2 人
- (6) 保護者会会長 各校（園） 1 人
- (7) 附属学校課長
- (8) 学長が指名する者 若干名

2 前項第 4 号から第 6 号及び第 8 号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号から第 6 号及び第 8 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第 5 条 協議会に議長を置き、議長は第 3 条第 1 号の副学長をもって充て、副議長は、同条第 2 号の附属学校部長をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第 6 条 協議会は、附属学校の次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 附属学校と地域との連携協力に関する事項
- (2) 附属学校の評価に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(議事)

第 7 条 協議会は、委員の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 協議会の事務は、法人運営部附属学校課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。